

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 26 年 8 月 29 日・東京都規則第 134 号

1 概要

(1) 改正理由

土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）の 1・1-ジクロロエチレンに係る土壤溶出量基準の一部改正を踏まえ、基準値の整合を図るため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）別表第 12 に定める 1・1-ジクロロエチレンの汚染土壤処理基準値を改正する。

(2) 改正内容

別表第 12 に定める汚染土壤処理基準のうち、1・1-ジクロロエチレンの溶出量の基準値を検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラムから 0.1 ミリグラムに改正する。

2 施行日

平成 26 年 9 月 1 日

3 問合せ先

東京都環境局環境改善部化学物質対策課

直通 03-5388-3467

内線 42-376